

様式第16号（第12条関係）



令和2年4月27日

三豊市長 様

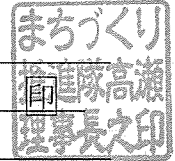
申請者 団体の所在地 三豊市高瀬町下勝間2347番地1

団体の名称 特定非営利活動法人

まちづくり推進隊高瀬

代表者氏名 理事長 川江 秀樹

電話番号 0875-73-3410



地域内分権推進交付金実績報告書

平成31年4月23日付け三政地第102号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第6条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 13,765,589円
- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支決算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類

令和元年度の事業報告
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)
団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬
所在地 三豊市高瀬町下勝間2347番地1
電話番号 (0875) 73-3410

1 事業の成果

総会で決議した、一般会員と賛助会員の選択をしていただき一般会員59名賛助会員82名退会を選択された会員もいましたが、現在は141名の会員と15自主事業を行い、各自主事業でよりレベルアップした活動を目指した。業務は、会員や活動関係者の安全を確保し、大過なく1年を終えることができました。

「里山愛好会」は2年間かけて、里山マップ作りを目指し完成させ配布した。里山愛好者をはじめ一般の方にも好評で在庫がなくなり増刷もしました。里山登山者だけではなくたくさんの人が登れるようにこれからも整備を進めていきます。

「爺神山創生」も山頂に展望用のパネル設置と休憩用のベンチを設置しました。

山頂から眺める展望の素晴らしさに町内外の方々に何度でも足を運んでいただける場所になってほしいです。

そして、高瀬町には素晴らしい里山があることを町民の皆さんにも再認識していただけたら嬉しいです。

「高瀬茶発祥の地整備」は雑木林になりかけの茶畑を手入れし、緑の茶葉がいっぱいに育ち茶摘みのイベントができる場所まであと一歩のところまで近づきました。

「楽しい農村づくり」は今年度初めてサツマイモを植え、収穫体験、芋天販売、インターネットでの芋販売を行い、全国の方にご購入いただき収益を得ることができました。

各自主事業とも会員をはじめとしたメンバーがいろいろ話し合い高瀬町のこれからのために知恵を出し合い頑張っています。そのためには、各部会で役割分担をすることで課題解決にこれまで以上に積極的な運営をめざしていきます。そのためには、会員をはじめ町民皆様のご支援が欠かせないので、今後も更なるご理解とご協力をお願いいたします。

もっともっと「まちづくり推進隊高瀬」を知ってもらえるようにこれからも外部との情報収集に力を入れ各種団体との協賛、様々な補助金や収益活動ができるように視野を広めていきたいと思っております。

2 個別事業報告書

移譲業務 1

事業名	交通安全街頭キャンペーン		
事業内容	交差点における交通安全の立しよを行った。		
実施日時	令和元年5月20日 7:30~8:00 (雨天のため中止) 令和元年7月 5日 7:30~8:00 令和元年9月30日 17:00~18:00		
実施場所	国道11号線・詫間琴平線の交差点4差路付近		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	事務局員、三豊警察署、交通安全協会員 (実人数 一人) 交通安全指導員、交通安全母の会、 (延人数 80人) 高齢者交通指導員		
予算額 決算額	収入額	14,520円	支出額 14,520円
	内訳 受取交付金	14,520円	内訳 食料費(茶代) 14,520円

移譲業務 2

事業名	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部事務局		
事業内容	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部に関する事務を行った。 (役員会、総会の開催、視察研修、町をきれいにする運動、段ボールコンポスト受付配布等)		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	事務局員 (実人数 3人) (延人数 一人)		
予算額 決算額	収入額	一円	支出額 一円
	内訳	一円	内訳 一円
※三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部(別会計)として事業を実施			

移譲業務 3

事業名	三豊市自治会連合会高瀬支部事務局		
事業内容	三豊市自治会連合会に関する事務を行った。 (役員会、総会開催、自治会長視察研修、広報配布)		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	事務局員 (実人数 3人) (延人数 一人)		
予算額 決算額	収入額	700,000円	支出額 700,000円
	内訳 受取交付金	700,000円	内訳 支払助成金 700,000円
※三豊市自治会連合会高瀬支部(別会計)として事業を実施			

(2) まちづくり事業

①本部事業 1

事業名	安全・安心防災事業・まちづくり若者&地域交流研修			
事業内容	自治会連合会高瀬支部と高校生とまちづくり会員で簡単にできる防災訓練を実施 西条市防災連合協議会女性部「ぼうさいじょ」の方々にお越しいただき、いざという時に備え身近にできる防災の講習会をしました。ダンボールのトイレ作り・風呂敷の活用法・新聞紙でスリッパを作り・非常時のクックパッキングも作りました。			
実施日時	令和元年1月25日(土)9:00~12:30			
実施場所	みとよ未来創造館			
参加者・受益者	自治会長、香川西高校、高瀬高校、会員 (延人数 118人)			
役務提供者	自治会長会支部長、理事、事務局員 (実人数 18人) (延人数 一人)			
予決算額	収入額	42,248円	支出額	42,248円
	内訳 受取交付金	42,248円	内訳 旅費交通費	14,572円
			消耗品費	7,069円
			通信運搬費	8,607円
			業務委託費	12,000円

本部事業 2

事業名	研修事業			
事業内容	6/1 ホテル観賞会(高松市) ￥1,312 7/13 会員研修下見(尾道市) ￥12,500 9/14 楽しい地域づくり講演会(みとよ未来創造館) ￥63,156 11/9~11 地域づくり団体全国研修交流会 2泊3日(兵庫県) ￥146,060 11/24 まちづくり研修「勝山町並み」(岡山県) ￥178,676 1/21 地域づくり研修(高松市) ￥1,200 2/27 地域づくりコーディネーター研修会(松山市) ￥26,526			
実施場所	各々			
参加者・受益者	会員・理事 (延人数 138人)			
役務提供者	会員・理事・事務局員 (実人数 一人) (延人数138人)			
予決算額	収入額	429,430円	支出額	429,430円
	内訳 受取交付金	277,237円	内訳 研修費	146,572円
	受取負担金	152,193円	旅費交通費	134,026円
			会議費	5,400円
			通信運搬費	10,696円
			賃借料	115,500円
			消耗品費	3,628円
		印刷製本費	13,608円	

②自主事業 1

事業名	N02 里山愛好会			
事業内容	「里山マップ」作成し、各方面に配布した。登山道の整備と茶畑整備にも協力をした。			
実施日時	4/2. 3. 11. 12. 13. 17. 20. 21. 26. 5/14. 28. 30. 8/29. 9/2. 19. 10/14. 23 11/2. 5. 10. 16. 20. 2/10			
実施場所	高瀬町内			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)			
役務提供者	里山愛好会会員 (実人数 一人) (延人数 154人)			
予 算 額	収入額	476,016円	支出額	476,016円
	内訳 受取交付金	476,016円	内訳 諸謝金	82,000円
			消耗品費	139,004円
			印刷製本費	120,386円
			通信運搬費	1,380円
			会議費	6,145円
			保険料	41,225円
			旅費交通費	11,500円
			修繕費	4,376円
			賃借料	5,000円
		業務委託費	65,000円	

自主事業 2

事業名	N03 楽しい農村づくり			
事業内容	サツマイモの苗を植えて、収穫体験を行った。さつまいもで芋天を作り販売、さつまいもの通信販売もした。			
実施日時	6/30. 11/4			
実施場所	高瀬町内			
参加者・受益者	地域住民 (延人数 20人)			
役務提供者	楽しい農村づくり会員・理事 (実人数 一人) (延人数 16人)			
予 算 額	収入額	72,000円	支出額	72,000円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 原材料費	4,851円
	事業収益	72,000円	消耗品費	26,107円
			リース料	6,160円
			次期繰越金	34,882円

自主事業 3

事業名	N04 高瀬百景		
事業内容	今年度の事業は行わなかった。令和2年度からは休止となる。		
実施日時			
実施場所			
参加者・受益者	(延人数 一人)		
役務提供者	高瀬百景会員	(実人数 一人) (延人数 一人)	
予算額 決算額	収入額	0円	支出額 0円
	内訳 受取交付金	0円	

自主事業 4

事業名	N05 健康づくり応援団		
事業内容	健康づくりのために出前講座を実施した。 講座内容はヨガ、健康法・鍼灸実践。		
実施日時	6/7. 9/5. 9/24. 10/25. 2/23		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町住民	(延人数 134人)	
役務提供者	健康づくり応援団会員	(実人数 一人) (延人数 7人)	
予算額 決算額	収入額	3,500円	支出額 3,500円
	内訳 受取交付金	3,500円	内訳 諸謝金 3,500円

自主事業 5

事業名	N06 国市池を美しくする会		
事業内容	国市池周辺にひまわりや紫陽花の花を植え、草刈りやゴミ拾いなど環境美化に努めた。看板のペンキ塗りも実施。		
実施日時	5/18. 6/13. 9/1. 11/2. 1/12. 2/12. 2/23. 2/24		
実施場所	国市池周辺		
参加者・受益者	高瀬町住民	(延人数 一人)	
役務提供者	国市池を美しくする会員	(実人数 一人) (延人数 54人)	
予算額 決算額	収入額	94,141円	支出額 94,141円
	内訳 受取交付金	94,141円	内訳 諸謝金 27,000円
			会議費 3,600円
			消耗品費 58,921円
			構築物 4,620円

自主事業 6

事業名	N07 麻城跡を守る会			
事業内容	麻城跡周辺や道中の草刈り、倒木の伐採を実施。			
実施日時	5/26			
実施場所	麻城跡周辺			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)			
役務提供者	麻城跡を守る会員 (実人数 一人) (延人数 12人)			
予決算額	収入額	24,832円	支出額	24,832円
	内訳 受取交付金	24,832円	内訳 諸謝金	6,000円
			会議費	1,010円
			消耗品費	17,822円

自主事業 7

事業名	N08 地域住民親交			
事業内容	高瀬町5地区の代表者が集まり打ち合わせ会を行い、住民の親睦を図るために年2回のゴルフ大会を実施した。			
実施日時				
実施場所	みとよ未来創造館・琴平カントリー倶楽部			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 134人)			
役務提供者	地域住民親交会員 (実人数 一人) (延人数 45人)			
予決算額	収入額	37,744円	支出額	37,744円
	内訳 受取交付金	37,744円	内訳 諸謝金	21,000円
			会議費	16,744円

自主事業 8

事業名	N010 蛍の里づくり			
事業内容	比地小学校に出前講座に行き、自然環境の勉強会の開催、高瀬川上流で竹あかりとのコラボで蛍の鑑賞会や小学生と幼虫の育て方を学び、幼虫の放流を行った。			
実施日時	5/30. 31. 6/1. 2. 3. 5. 7/21. 25. 10/30/11/18. 3/18			
実施場所	比地小学校・麻小学校・二ノ宮小学校. 麻地区			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 555人)			
役務提供者	蛍の里づくり会員・事務局員 (実人数 一人) (延人数 10人)			
予決算額	収入額	33,426円	支出額	33,426円
	内訳 受取交付金	33,426円	内訳 諸謝金	27,000円
			消耗品費	6,426円

自主事業 9

業 名	N012 パートナーを探せ！おせっかい隊		
事業内容	バスで三豊市や観音寺市巡る婚活イベントを開催しました。		
実施日時	4/18. 26. 5/21. 28. 6/9. 7/5. 7. 29. 8/6. 27. 9/2. 6. 8		
実施場所	みとよ未来創造館. 仁尾町. 豊中町. 観音寺市		
参加者・受者	高瀬町内外住民 (延人数 22人)		
役務提供者	パートナーを探せお節介隊会員 (実人数 一人) (延人数 78人)		
予 算 額 決 算 額	収入額	128,756円	支出額 128,756円
	内訳 受取交付金	44,056円	内訳 諸謝金 4,120円
	受取負担金	84,700円	車両燃料費 740円
			印刷製本費 19,970円
			食料費 52,666円
			通信運搬費 2,660円
			業務委託費 48,600円

自主事業 10

事業名	N013 へんろ小屋高瀬おせっ隊		
事業内容	お遍路さんのお接待や、建物周辺の掃除や整備などを実施。		
実施日時	毎月第1日曜日第3日曜日		
実施場所	へんろ小屋茶処高瀬 (上高瀬眼科前バス停留所横)		
参加者・受益者	お遍路さん (延人数 176人)		
役務提供者	へんろ小屋高瀬お接待会員 (実人数 一人) (延人数 240人)		
予 算 額 決 算 額	収入額	27,170円	支出額 27,170円
	内訳 受取交付金	27,170円	内訳 会議費 1,000円
			消耗品費 24,910円
			通信運搬費 1,260円

自主事業 11

事業名	N014 爺神山創生		
事業内容	爺神山登山道整備、不法ゴミの撤去、草刈等を実施。 山頂に6枚のパネルや休憩用のベンチも設置した。		
実施日時	6/30. 9/8. 11/23. 12/10. 1/19. 3/15. 16		
実施場所	爺神山周辺		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	爺神山創生会員 (実人数 一人) (延人数 98人)		
予 算 額 決 算 額	収入額	362,994円	支出額 362,994円
	内訳 受取交付金	362,994円	内訳 諸謝金 51,500円
			消耗品費 57,372円
			会議費 13,022円
			業務委託費 12,700円
			賃借料 9,000円
			構築物 218,800円
			租税公課 600円

自主事業 12

事業名	N015 コウノトリを守る会			
事業内容	岩瀬池周辺にコウノトリが定住できる自然環境づくりや、ビオトープの整備を行った。			
実施日時	7/28. 8/4. 10. 22. 25. 30. 9/6. 25. 26. 10/5. 1/17. 2/11. 16 (年間を通じて見守り)			
実施場所	岩瀬池周辺			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)			
役務提供者	コウノトリを守る会員 (実人数 一人) (延人数 27人)			
予決算額	収入額	11,135円	支出額	11,135円
	内訳 受取交付金	11,135円	内訳 諸謝金	4,500円
			消耗品費	4,715円
			旅費交通費	1,920円

自主事業 13

事業名	N016 たかせ夏まつり			
事業内容	夏まつりの企画・実施。高瀬町内でのにぎわいづくりに資した。			
実施日時	4/2. 9. 16. 23. 5/7. 14. 21. 27. 6/4. 18. 25. 27. 7/2. 6. 9. 16. 17. 18. 21. 23. 24. 25. 26. 27. 8/5			
実施場所	市役所前通り・みとよ未来創造館駐車場			
参加者・受益者	高瀬町外住民 (延人数2,000人)			
役務提供者	実行委員、ボランティア、理事、事務局員 (実人数 一人) (延人数 200人)			
予決算額	収入額	3,809,222円	支出額	3,809,222円
	内訳 受取交付金	2,465,122円	内訳 諸謝金	275,920円
	寄付金	1,344,100円	消耗品費	54,868円
			車両燃料費	2,758円
			会議費	15,326円
			食糧費	217,177円
			印刷製本費	41,511円
			通信運搬費	55,991円
			広告宣伝費	175,987円
			保険料	90,680円
			業務委託費	1,898,327円
			支払手数料	4,774円
			リース料	971,303円
		租税公課費	4,600円	

自主事業 14

事業名	高瀬茶発祥の地整備			
事業内容	茶畑の草引き、除草剤散布、周辺の雑木などの手入れを実施。 手摘み茶. 手揉み茶作り. 茶工場見学イベントの実施。			
実施日時	4/20. 5/15. 8/4. 24. 25. 11/1. 12. 16. 12/3			
実施場所	高瀬町二ノ宮地区茶畑			
参加者・受益者	高瀬町内外住民 (延人数 6人)			
役務提供者	高瀬茶発祥の地整備会員 (実人数 一人) (延人数 65人)			
予 決 算 額	収入額	196,225円	支出額	196,225円
	内訳 受取交付金	196,225円	内訳 諸謝金	35,500円
			消耗品費	74,453円
			会議費	5,427円
			消耗備品費	71,845円
			賃借料	9,000円

自主事業 15

事業名	竹林再生			
事業内容	自主事業やお寺とコラボして竹あかりの展示をした。幼稚園. 小学校で竹あかりを作成する出前授業を行った。			
実施日時	5/31. 6/1. 2. 3. 20. 7/18. 27. 8/12. 12/31			
実施場所	麻幼稚園. 光照寺. 麻地区. 三豊市役所			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 150人)			
役務提供者	竹林再生会員. まちづくり会員 (実人数 一人) 延人数 30人)			
予 決 算 額	収入額	98,478円	支出額	98,478円
	内訳 受取交付金	98,478円	内訳 諸謝金	4,500円
			消耗備品費	21,845円
			消耗品費	72,133円

3 総会、理事会、役員会の開催状況

(総 会)

会議名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬通常総会		
開催日時	平成31年4月20日 (土) 18:00~19:00	出席状況	出席者数 39名 委任状 53名
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 平成30年度事業報告並びに決算報告の承認について 第3号議案 平成31年度事業計画案並びに予算案の承認について 第4号議案 理事について 第5号議案 一般会員と賛助会員について		

(理事会)

会 議 名	第1回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成31年4月16日（火）19：00～21：00	出席状況	理事10人 監事 1人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 平成31年度総会資料確認について 第3号議案 平成31年度視察研修先について		

会 議 名	第2回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	令和元年5月14日（火）19：00～20：30	出席状況	理事15人 監事 1人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 一般会員と賛助会員について 第3号議案 会員研修先について 第4号議案 収益事業について		

会 議 名	第3回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	令和元年6月18日（火）19：00～20:30	出席状況	理事16人 監事 2人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 会員視察研修について 第3号議案 自主事業連絡会について 第4号議案 麻城跡看板について		

会 議 名	第4回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	令和元年7月9日（火）19:00～20:00	出席状況	理事15人 監事1人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 自主事業連絡会について 第3号議案 たかせ夏まつりボランティアについて 第4号議案 さぬき合掌殿イベント出店について 第5号議案 パートナーを探せお節介隊より		

会 議 名	第5回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	令和元年8月20日（火）19:00～20:50	出席状況	理事14人 監事1人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 爺陽塾について 第3号議案 視察研修について 第4号議案 バス婚について		

会 議 名	第6回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	令和元年9月10日（火）19:00～20:30	出席状況	理事14人 監事1人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 たかせ夏まつりの報告について 第3号議案 視察研修について 第4号議案 バス婚について 第5号議案 スタンプカード導入について（活動のない会員を動かす案）		

会 議 名	第7回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	令和元年10月8日（火）19:00～20:30	出席状況	理事15人 監事1人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 若者&地域交流研修について 第3号議案 12月1日公民館主催「遊びのかんづめ」出店について		

会 議 名	第8回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	令和元年11月13日（火）19:00～20:58	出席状況	理事14人 監事1人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 まちづくり若者&地域交流研修について 第3号議案 パートナーを探せ！おせっかい隊について		

会 議 名	第9回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	令和2年1月15日（水）19:00～20:15	出席状況	理事13人 監事1人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 若者&地域交流研修について 第3号議案 令和2年度自主事業について 第4号議案 令和2年度理事について		

会 議 名	第10回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	令和2年2月15日（火）19:00～20:30	出席状況	理事14人 監事1人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 令和2年度役員について 第3号議案 令和2年度自主事業について		

会 議 名	第11回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	令和2年3月10日（火）19:00～20:30	出席状況	理事16人 監事1人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 令和2年度役員について 第3号議案 令和2年度自主事業について 第4号議案 令和2年度予算について 第5号議案 令和2年度総会について		


決算監査報告書


団体又の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 高嶋 和弘 様

令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 2 年 4 月 14 日

団体の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

監 事 小野真由美 

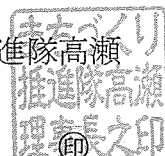
監 事 鴨田郁夫 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

香川県三豊市高瀬町下勝間2347番地1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

理事長 川江 秀樹



決算報告書

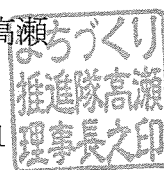
第 8 期

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

香川県三豊市高瀬町下勝間 2 3 4 7 番地 1



貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和 2年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	1,651,411
普通預金	1,734,774	預り金(源泉所得税)	4,822
現金・預金計	1,734,774	流動負債計	1,656,233
流動資産合計	1,734,774	負債合計	1,656,233
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
構築物	1,834,113	前期繰越正味財産額	2,117,601
機械及び装置	143,821	当期正味財産増減額	△61,125
什器備品	1	正味財産計	2,056,476
有形固定資産計	1,977,935	正味財産合計	2,056,476
固定資産合計	1,977,935		
資産合計	3,712,709	負債及び正味財産合計	3,712,709

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 2年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金

1,734,774

現金・預金 計

1,734,774

流動資産合計

1,734,774

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

1,834,113

機械及び装置

143,821

什器 備品

1

有形固定資産 計

1,977,935

固定資産合計

1,977,935

資産の部 合計

3,712,709

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

1,651,411

預り金 (源泉所得税)

4,822

流動負債 計

1,656,233

負債の部 合計

1,656,233

正味財産

2,056,476

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	236,893	
受取交付金	13,765,589	14,002,482

【事業収益】

事業 収益	1,416,100	
受託事業収益	13,400	1,429,500

【その他収益】

受取 利息		25
-------	--	----

経常収益 計

15,432,007

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計	0	
------	---	--

(その他経費)

業務委託費(事業)	2,041,247	
諸 謝 金(事業)	542,540	
印刷製本費(事業)	195,475	
会 議 費(事業)	72,534	
旅費交通費(事業)	162,018	
車両燃料費(事業)	3,498	
通信運搬費(事業)	114,579	
消耗備品費(事業)	93,690	
消耗品 費(事業)	547,428	
食 糧 費(事業)	284,363	
修 繕 費(事業)	4,376	
賃 借 料(事業)	138,500	
リース料(事業)	977,463	
原材料費(事業)	4,851	
保 険 料(事業)	131,905	
租税 公課(事業)	5,200	
研 修 費(事業)	146,572	
支払手数料(事業)	4,774	
支払助成金(事業)	700,000	
広告宣伝費(事業)	175,987	

その他経費計

6,347,000

事業費 計

6,347,000

【管理費】

(人件費)

給料 手当	5,269,043	
役員 報酬	880,000	
役員議事報償費	474,000	
法定福利費	681,531	
人件費計	7,304,574	

(その他経費)

印刷製本費	223,143	
-------	---------	--

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日

会議費	21,797	
車両燃料費	35,064	
通信運搬費	274,998	
消耗備品費	129,817	
消耗品費	175,105	
水道光熱費	51,500	
減価償却費	328,232	
保険料	154,649	
諸会費	13,000	
リース料	427,680	
租税公課	650	
支払手数料	5,923	
その他経費計	1,841,558	
管理費計		9,146,132
経常費用計		15,493,132
当期経常増減額		△61,125
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		△61,125
当期正味財産増減額		△61,125
前期繰越正味財産額		2,117,601
次期繰越正味財産額		2,056,476

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)

自平成31年4月1日 至令和2年3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金 236,893
受取交付金 13,765,589

【事業収益】

事業収益 1,416,100
受託事業収益 13,400

【その他収益】

受取利息 25

経常収益計

15,432,007

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 2,041,247

諸謝金(事業) 542,540

印刷製本費(事業) 195,475

会議費(事業) 72,534

旅費交通費(事業) 162,018

車両燃料費(事業) 3,498

通信運搬費(事業) 114,579

消耗備品費(事業) 93,690

消耗品費(事業) 547,428

食糧費(事業) 284,363

修繕費(事業) 4,376

賃借料(事業) 138,500

リース料(事業) 977,463

原材料費(事業) 4,851

保険料(事業) 131,905

租税公課(事業) 5,200

研修費(事業) 146,572

支払手数料(事業) 4,774

支払助成金(事業) 700,000

広告宣伝費(事業) 175,987

その他経費計 6,347,000

事業費計

6,347,000

【管理費】

(人件費)

給料手当 5,269,043

役員報酬 880,000

役員議事報償費 474,000

法定福利費 681,531

人件費計 7,304,574

(その他経費)

印刷製本費 223,143

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日

会議費	21,797	
車両燃料費	35,064	
通信運搬費	274,998	
消耗備品費	129,817	
消耗品費	175,105	
水道光熱費	51,500	
減価償却費	328,232	
保険料	154,649	
諸会費	13,000	
リース料	427,680	
租税公課	650	
支払手数料	5,923	
その他経費計	1,841,558	
管理費計		9,146,132
経常費用計		15,493,132
当期経常増減額		△61,125
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		△61,125
当期正味財産増減額		△61,125
前期繰越正味財産額		2,117,601
次期繰越正味財産額		2,056,476

全役員名簿
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた機関
理事長	高嶋 和弘	三豊市高瀬町比地2585番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
副理事長	川江 秀樹	三豊市高瀬町下麻1000番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
副理事長	近藤 光子	三豊市高瀬町羽方2044番地29	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
理事	高木 知巳	三豊市高瀬町上麻350番地1	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	大平 淳子	三豊市高瀬町上高瀬1952番地7	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	宮崎 史郎	三豊市高瀬町比地2608番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	青野 秀清	三豊市高瀬町羽方802番地1	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	小野 茂樹	三豊市高瀬町上高瀬1219番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	玉尾 哲也	三豊市高瀬町上麻乙519番地5	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	芳重 博文	三豊市高瀬町佐股甲1118番地1	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	秋山 英俊	三豊市高瀬町上勝間1813番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	大前 裕也	三豊市高瀬町新名667番地1	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	岩本 仁美	三豊市高瀬町上高瀬1244番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	関 智昭	三豊市高瀬町比地中1512番地1	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	丸橋 博行	三豊市高瀬町比地1769番地	平成31年4月20日～ 令和2年3月31日	無
理事	豊島 三千代	三豊市高瀬町上勝間824番地	平成31年4月20日～ 令和2年3月31日	無
理事	岡原 良二	三豊市高瀬町上勝間223番地2	平成31年4月20日～ 令和2年3月31日	無
監事	小野 真由美	三豊市高瀬町上麻198番地6	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
監事	鴨田 郁夫	三豊市高瀬町下勝間2752番地11	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市高瀬町下勝間2347番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、各種事業の自主的な企画運営を通じ、高瀬町民が将来に夢を持てるような、魅力的で活力溢れる故郷「高瀬町」を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 安全、安心、防災に資する事業
- (2) 環境保全に関する事業
- (3) 健康及び福祉の増進に資する事業
- (4) 関係団体と連携し、地域活性化に資する事業
- (5) 地域住民が相互に親交を深める事業
- (6) 地域社会が自立するための事業
- (7) その他目的達成のための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 第5条に規定する事業内容に賛同して入会した団体若しくは法人、又は個人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上18人以内
 - (2) 監事2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員が総辞職したときは、総辞職した日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 6 役員は辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあつては理事会又は総会の議決により、監事にあつては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電子メールによる通知を求め一般会員に対しては、書面による通知に代えて電子メールをもって通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面もしくは電子メールによる表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電子メールによる通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電子メールをもって通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、

理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市高瀬町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高木 知己
副理事長	高嶋 和弘
副理事長	大平 淳子
理事	青野 秀清
同	河野 博
同	中西 節夫
同	小野 真一
同	豊嶋 憲一
同	豊島 夕起子
同	宮崎 史郎

同	松本 鐵也
同	小野 秀樹
同	近藤 光子
監事	川江 秀樹
同	嶋田 郁夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

これは当法人の定款の原本に相違ありません

香川県三豊市高瀬町下勝間 2 3 4 7 番地 1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

理 事 長 川江 秀樹

